3　平成一九年一〇月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成一二年政令第二四一号）について、恩給における扶助料の寡婦加算の調整に関する基準額の引上げ措置を参酌して、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二五年法律第二五六号）の規定による年金のうち旧国家公務員共済組合法の規定による遺族年金に相当する年金等につき同様の措置を講ずることとした。（第四条関係）

4　令和六年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第六条関係）

5　4について、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項関係）

6　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一〇九号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六一年政令第五八号）について、令和七年四月以降に適用される脱退一時金等の支給額を算定する場合の利率の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、令和七年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定することとした。（第三条関係）

4　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二七年政令第三四七号）について、令和七年四月以降に適用される退職一時金の返還額を算定する場合の利率の見直しを行うこととした。（第四条関係）

5　令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第五条関係）

6　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一〇号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和七年度における改定率は、一・〇四七とすることとした。（第一条関係）

2　令和七年四月から令和八年三月までの月分の障害年金及び障害一時金の額を定めることとした。（第二条関係）

3　令和七年四月から令和八年三月までの月分の遺族年金の額及び令和七年度分の遺族給与金の年額等を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一一号）（防衛省）

1　昇給区分決定に係る職員層の見直しに伴う規定の整備を行うこととした。（第六条の一三、第六条の一四及び第六条の一八関係）

2　昇給号俸数の抑制を受ける職員に管理職層である職員を加えることに伴う規定の整備を行うこととした。（第六条の一四の二及び第六条の一六関係）

3　フレックスタイム制の見直しに伴い、俸給の日割計算に関する規定の整備を行うこととした。（第八条及び第一〇条の四関係）

4　防衛省の職員に対し準用する一般職の職員の給与に関する法律第一一条の二の改正に伴い、扶養手当の届出の期限に関する規定の整備を行うこととした。（第九条関係）

5　単身赴任手当に関し、自衛官候補生並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生を支給対象に加えることとした。（第九条の六関係）

6　特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関し、定年前再任用短時間勤務職員等を支給対象に加えることとした。（第一〇条及び第一〇条の二関係）

7　管理職員特別勤務手当に関し、平日深夜に係る勤務に対する支給対象時間帯及び支給対象職員を改めることとした。（第一一条の二関係）

8　若年定年退職者給付金の額の調整に必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条及び附則第一八項関係）

9　自衛隊教官が昇格をし、又は自衛官が昇任をした場合等における号俸の決定基準を改めることとした。（別表第一及び別表第一の二関係）

10　初任給調整手当の支給に関する地域及び地域手当の級地の適用について定めることとした。（附則第二〇項関係）

11　この政令の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

12　関係政令の規定の整備を行うこととした。（附則第六条関係）

13　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一一二号）（防衛省）

1　公務で外国旅行中の職員に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の対象として、当該特例の対象となる職務に従事する職員の派遣が見込まれる区域において行う調整又は情報の収集等を追加することとした。（第三条関係）

2　自衛官候補生及び学生の補償の算定基礎額として用いる平均給与額の計算の対象として単身赴任手当を追加することとした。（第五条関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一三号）（総務省）

1　公務で外国旅行中の地方公務員に係る特例の対象となる職務に、国際緊急援助活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。